

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公 告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 三六
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 三六
 - 土地改良区の清算人が退任した旨届出があつた件 三六
 - 福島県警察本部
 - 落札者を決定した件 三六
 - 福島県選挙管理委員会
 - 個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があつた件 三六
 - 個人演説会等を開催することができるとして指定を取り消した旨報告があつた件 三六
 - 正 誤 三六
 - 平成二十五年六月二十八日付け定例第二千四百九十九号中 三六

公 告

公告第二百二十四号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
 平成二十五年七月十六日

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年七月二日
 - 二 名称
特定非営利活動法人湯田組
 - 三 代表者の氏名
- 福島県知事 佐藤 雄平

- 星 孝美
 - 四 主たる事務所の所在地
福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字居平四十四番地
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、少子高齢化や過疎化が進む地域を活性化するため、地域に賦存する多様な資源の地産地消を通じたなりわい、いとなみの再生により、持続可能な地域社会を地域住民の力で創造し、地域コミュニティの更なる強化などを図るための活動を行うことを目的とする。
- （文化振興課）

公告第二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
 平成二十五年七月十六日

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年七月八日
 - 二 名称
特定非営利活動法人まちづくり喜多方
 - 三 代表者の氏名
蛭川 靖弘
 - 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市字中町二千八百七十八番地
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、より良い地球環境と住みよい地域社会を実現するため、自然と共生し地域資源を活用したまちづくりに関する事業を行い、多くの市民の環境保全意識向上と地域社会の文化的、経済的發展に寄与することを目的とする。
- （文化振興課）

公告第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があつた。
 平成二十五年七月十六日

- 土地改良区の名称
好間堰土地改良区
 - 退任した清算人
役別 氏名 住所
- 福島県知事 佐藤 雄平

福島県警察本部

| | | | |
|-----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 同 | 同 | 同 | 清算人 |
| 濱松 | 遠山 | 猪狩 | 猪狩 |
| 孝一 | 徹 | 千里 | 英男 |
| 同 | 同 | 同 | いわき市好間町中好間字川原子七二番地 |
| 市好間町下好間字叶田一二八番地 | 市好間町上好間字馬場四七番地 | 市好間町中好間字石坂四二番地 | |

(農村計画課)

福島県警察本部公告第72号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年7月16日

福島県警察本部長 平 井 興 宣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
汎用電子計算システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
680,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年5月24日

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、須賀川市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年七月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------|------------|---------|----------|----------|-------|--------|--------------|------------|------|
| 指定年月日 | 平成二十五年六月二一日 | 指定施設の所在地 | 須賀川市花岡三四番地 | 指定施設の名称 | 須賀川市産業会館 | 指定施設の管理者 | 須賀川市長 | 聴衆席の面積 | 一八三・七〇平方メートル | 聴衆席収容見込人員数 | 一五〇人 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、川俣町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年七月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

| | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|----------------|-------|-------------|--------|---------------|
| 取消年月日 | 平成二十五年六月一九日 | 施設の所在地 | 川俣町山木屋字小塚五番地の八 | 施設の名称 | 川俣町生活改善センター | 施設の管理者 | 川俣町生活改善センター所長 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

正 誤

| | | |
|---|----------|-----------|
| 同 | 同 | 同 |
| 同 | 町字大作一〇番地 | 川俣町福祉センター |
| 同 | 同 | 同 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|---|

○平成二十五年六月二十八日付け定例第二千四百九十九号中

| | | | | |
|-----|---|-----|------------------------|------------------------|
| 三二五 | 上 | 目次中 | 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 | 福島県公職選挙法執行規程の一部を改正する規程 |
|-----|---|-----|------------------------|------------------------|